

成田税務署からのお知らせ

【問合せ先】 〒286-8501 成田市加良部1-15 Tel 0476 (28) 5151 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

確定申告書は

作成コーナー



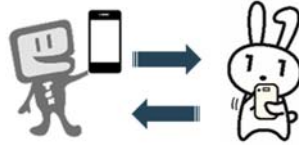
国税庁ホームページから作成！

自動計算



画面の案内に沿って入力するだけで作成・送信！

自動入力



マイナポータル連携でデータをまとめて入力！

自宅から



確定申告はご自宅で！スマホで申告できます！

▶ 入力方法は動画でチェック！

確定申告 動画



e-Tax なら3週間程度で還付されます

マイナンバーカードをお持ちでない方も、税務署が発行する「ID・パスワード」があればe-Taxで送信することができます。

(注) ID・パスワードによるe-Taxは暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます～

次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	時 間
1月24日(火)・25日(水)	白井市役所	白井市復1123	午前10時から 午後4時まで ※ 「入場整理券」の配付状況に応じて、受付を早め(午前中)に締め切る場合があります。
1月30日(月)	富里市すこやかセンター	富里市七栄652-1	
1月31日(火)	佐倉市中央公民館	佐倉市錦木町198-3	
2月1日(水)・2日(木)	志津コミュニティセンター	佐倉市井野794-1	
2月3日(金)	佐倉市臼井公民館	佐倉市王子台1-16	
2月6日(月)	八街市総合保健福祉センター	八街市八街ほ35-29	
2月7日(火)・8日(水)	四街道市役所	四街道市鹿渡無番地	
2月9日(木)・10日(金)	印西市役所	印西市大森2364-2	

○ 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(住宅借入金等特別控除を初めて受ける場合、土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、郵送でご提出いただくか、成田税務署窓口へ直接お持ちください。

○ ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告相談に必要な書類、筆記具、計算器具及びマイナンバーに係る本人確認書類の写し等をご持参ください。

○ 医療費控除を申告される方は「医療費控除の明細書」を作成の上、ご来場ください。

○ 混雑回避のため、「入場整理券」を当日配付します。

○ 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますのでご了承ください。

(裏面もご覧ください。)

申告書作成会場の開設について

～混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場	所在地	時間
2月6日(月) ～3月15日(水) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	イオンモール 成田	成田市ウイング 土屋 24	【受付】 午前9時から午後4時まで ※ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

(注) ただし、2月19日及び2月26日の日曜日は開場します。

- 申告書等の提出のみの場合は、郵送でご提出いただくか、成田税務署に直接お持ちください。
- 混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
- 還付申告をされる方は、上記開設期間前でも成田税務署で申告相談を受付けております。
- 会場では、ご自身のスマートフォン(またはタブレット)を使用して申告書を作成していただくことを基本としています。

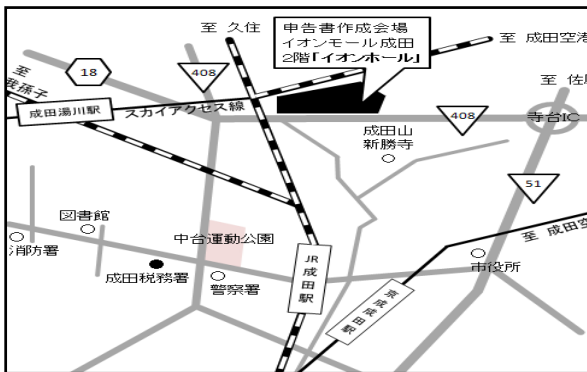
オンラインで事前発行

LINE アプリで国税庁の公式 LINE アカウントを友だち追加してください。



友だち追加はこちらから！

【案内図】



【電車・バス】

JR 成田駅または京成成田駅下車
京成成田駅中央口(西口)6番乗り場から千葉交通バス
「イオンモール成田」行き乗車

ご注意ください！

午前9時から午前10時までの間、申告書作成会場へは、立体駐車場3階から連絡通路を通り、モール2階C入口からご入場ください(他の入口は利用できません)。
受付開始時は、2階C入口からご入場された方から順番に受付いたします。

会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～各会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しいただき、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。
なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いいたします。

事業所得者・不動産所得者のみなさまへ

令和5年10月 消費税インボイス制度が始まります！

制度開始時に、インボイス発行事業者となるためには、原則、**令和5年3月31日までに**登録申請が必要です！

登録申請手続は e-Tax をご利用ください。

- ▶ 書面に比べて早期に登録通知を受け取れます。
- ▶ 電子データで登録通知を受け取れます。



インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に、説明会の開催情報や申請手続などを掲載しています。



白井市役所から確定申告のご案内

～申告に必要なもの～

- マイナンバーカード（通知カードやマイナンバーの記載がある住民票の写しの場合は、身分証明書も必要）
- 筆記用具・計算機・印鑑（確定申告で口振希望者のみ）
- 申告者名義の預金口座番号等（還付を受ける人）
- 収入金額の分かるもの（源泉徴収票など）
- 昨年、電子申告（e-TAX）を利用した方は、利用したID・パスワードの控え
- ※昨年、確定申告した人は、確定申告書の控え
- 控除を受ける場合に必要なもの
 - ▽生命保険料や地震保険料の控除証明書（原本）
 - ▽国民年金保険料控除証明書（原本）
証明書以外の保険料を納付済の場合は領収証書の写し
 - ▽国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払証明書など納付金額の分かるもの
 - ▽障害者手帳などの写し（障害者控除を受ける人）
 - ▽配偶者や扶養親族の所得の分かるもの など

【住宅借入金等特別控除を受ける人（2年目以降）】

- 税務署から送付されてきた計算書（完成済みのもの）
- 金融機関等から送付される住宅取得資金に係る「借入金の年末残高証明書」

【医療費控除・セルフメディケーション税制を受ける人】

- 医療費の明細書（※必ず事前に集計し、作成してきてください。）

【寄附金控除を受ける人】

- 寄附金受領証明書（※ワンストップの特例の申請をしている場合でも、確定申告をする場合には、改めて寄附金控除の記載が必要です。）

【事業・農業・不動産所得を申告する人】

- 収支内訳書
なお、市職員の相談会では、収支内訳書が必要な申告の相談はお受けできません。

年金所得者の確定申告不要制度

平成23年分から、年金所得者のうち、公的年金の収入額が400万円以下で、公的年金などにかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の人は、所得税の申告は不要です。ただし、所得税の還付を受けるためには確定申告書の提出が必要です。また、所得税の還付がない人でも、市民税・県民税において、生命保険料などの控除を受ける場合には、『市民税・県民税の申告』が必要になります。

【税理士による無料相談会】

日	時	場 所
1月24日（火）・1月25日（水）	10:00～12:00 13:00～16:00	市役所本庁舎2階 災害対策室2・3

この無料相談会では、パソコンで申告書を作成する際に税理士が補助者として助言などをし、作成後は提出ができます。小規模納税者の所得税及び復興所得税、個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別消費税の申告書を作成して提出できます。（但し、住宅借入金等特別控除1年目、土地・建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。）昼休みは、税理士が交代で少ない人数で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。

※会場の混雑緩和のため、「入場整理券」を配布します。

白井市役所での税理士による無料相談会での入場整理券は、白井市役所本庁舎2階 災害対策室2・3入口で配布します。入場整理券配布の整列は、8:30から、配布は9:00からを予定しています。但し、状況に応じて、整列や配布時間を変更し、受付を早めに締め切る場合があります。

※申告書の配布のみは行っていません。

※申告書などの提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送してください。

【市職員による相談会】

回覧

- (1) 1日当たり44人までの往復はがき又はインターネット、窓口での事前の**完全予約制**
- (2) 相談内容は、給与と公的年金、扶養、社会保険控除、医療費控除などの諸控除、2年目以降の住宅借入金等特別控除
- (3) 作成済みの申告書を相談会場前で受け付けます。昨年度実施したポストは設置いたしません。

2月16日(木)～3月15日(水)の平日 ※土日、祝日を除きます。	9:00～11:30 13:00～16:00 (提出のみの場合は、9:00～16:00まで)	市役所東庁舎1階会議室101
--------------------------------------	---	----------------

市職員による相談会は、市職員が申告内容に応じて電子申告用のパソコンを入力し、申告書の作成・收受を行います。
※相談時間の関係上、1日の相談者数を原則44人で締め切りとさせていただきます。

(市職員による相談会の予約について)

市職員による相談会の予約は、往復はがきによる郵送又はインターネット・窓口での事前予約制です。電話予約は出来ません。予約時期が以下のとおり異なりますのでご注意ください。

(申し込み期限・開始日)

■往復はがきによる郵送予約：1月27日(金)(当日必着)まで

■インターネット・窓口予約：2月1日(水)9:00～

(申し込み方法)

○往復はがき・・・申告者氏名、住所、電話番号、相談期間のうち第3希望まで(時間指定は出来ません。)期日を記入し、返信用はがきには宛先住所・宛名を記入してください。応募者多数の場合は、抽選により決定します。予約日が確定次第、相談日前に予約日を記載した返信用はがきを返送します。相談日当時に返信されたはがきを持参してください。

宛先・・・〒270-1492 白井市復1123番地 白井市役所 課税課市民税係

○インターネット予約・・・市ホームページの、「市職員による相談会の予約について」から予約専用ページを開き、画面の案内に従って相談日を入力して下さい。相談日当日の予約は、出来ません。

やむを得ずキャンセルする場合は、予約サイトでの取消が必要です。

予約日の3日前までは、サイトでのキャンセルが可能ですが、それ以降のキャンセルは電話連絡をお願いいたします。

市役所の申告会場で相談できないもの

市職員による相談会では、**《所得税の青色申告・分離課税に係る所得(土地や株などの売買に伴う譲渡所得・配当所得)・消費税・贈与税・相続税》**の申告は、従前どおり申告相談は行わず、**提出のみ**となります。市役所では内容の相談は出来ませんので、成田税務署(イオンモール成田の会場)までお問合せください。

- (1) 住宅借入金等特別控除(2年目以降であり、税務署から送付されてきた計算書および、金融機関などから送付される借入金の年末残高証明書がある場合は除く。但し、2年目以降であっても連帯債務やペアローン、借り換えなど複雑なものは相談出来ません。)
- (2) 給与・公的年金以外の所得
事業所得・農業所得・不動産所得等の収支内訳書が必要なもの、個人年金や一時金など
- (3) 雑損控除
- (4) 過年度の申告(令和3年分以前の申告)
- (5) 準確定申告(亡くなった人の申告)
- (6) その他、申告書作成の際、事前に整理・集計がされていないため、申告書作成に時間を要するもの。

確定申告は電子申告(e-Tax)で

- (1) 「国税庁ホームページ」へアクセス
所得税、消費税および贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。
- (2) 申告書の作成
画面の案内に従って、金額などを入力するだけで申告書などが作成できます。自動計算なので、計算誤りがありません。作成した申告書等は、印刷して提出することができます。
- (3) e-Taxで送信して提出
(マイナンバーカード方式)
「マイナポータルアプリ」をインストールし、マイナンバーカードをスマートフォンで読み取ります。
(ID・パスワード方式)
e-Taxで提出する場合は、ID・パスワードが必要となります。ID・パスワードの新規取得については、事前に成田税務署にお問い合わせ下さい。

問：成田税務署 TEL：0476-28-5151

白井市役所 課税課 市民税係
TEL 047-401-4576